浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付規則をここに公布する。

令和5年6月27日

浦安市長

#### 浦安市規則第49号

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、予算の範囲内において、浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(以下「給付金」という。)を交付することにより、家計への負担を軽減し、生活の安定を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

- 第2条 給付金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、令和5年6月1日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次に掲げる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。
  - (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村 民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)において、同一 の世帯に属する者全員が、市町村民税均等割が課されていない者又は市町 村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者で構 成される世帯
  - (2) 地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税において、同一の世帯に属する者全員が、市町村民税所得割が課されていない者で、市町村民税

均等割が課されている者のみで構成される世帯

- (3) 地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税において、同一の世帯 に属する者全員が、市町村民税所得割が課されていない者で、市町村民税 均等割が課されている者及び市町村民税均等割が課されていない者又は市 町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者で 構成される世帯
- (4) 前3号に該当する世帯以外の世帯のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和5年1月から同年9月までの期間のうち任意の1か月の収入の額に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)を勘案して、第1号に該当する世帯の所得水準に相当するに至ったと認められる世帯(以下「家計急変世帯」という。)
- 2 前項の規定に定めるもののほか、配偶者やその他親族からの暴力等を理由 に避難している場合その他やむを得ない理由がある場合で前項に規定する交 付対象者に準ずるものと市長が認めるときは、交付の対象とすることができ る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、交付 の対象としない。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当する世帯として支給を受けた世帯の世帯員 のみで構成される世帯。この場合において、同一住所における世帯分離後 にそのいずれかの世帯について支給を受けた場合は、分離後の各世帯は、 同一の世帯とみなす。
- (2) 租税条約による免除の適用を受けている者を含む世帯 (給付金の額)
- 第3条 給付金の額は、1世帯当たり3万円とする。 (交付の方式)
- 第4条 市長は、第2条第1項第1号から第3号までに該当すると認められる 者を抽出し、当該者に対し、浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品 等価格高騰重点支援給付金確認書(別記第1号様式)を送付するものとする。

- 2 前項の確認書の送付を受けた者は、給付金の交付に係る必要な事項を確認 し、必要な書類を添えて、当該確認書を市長に送付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により確認書の送付があったときは、その内容を確認し、速やかに給付金を交付するものとする。
- 4 市長は、第6条に規定する期限までに第2項の規定による確認書の送付が ない場合には、給付金を支給しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該 各号に定める書類を添えて市長に申請することにより、市長は給付金を交付 することができる。
- (1) 令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯の場合、令和5年度市町村民 税が未申告である者を含む世帯の場合その他市長が適当と認める場合 浦 安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申 請書兼請求書(別記第2号様式)
- (2) 家計急変世帯の場合 浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金申請書兼請求書(家計急変世帯分)(別記第3号様式)

(代理による申請)

- 第5条 前条第2項の規定による確認書の送付及び同条第5項の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人として行うことができる。
  - (1) 基準日時点での当該交付対象者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 当該交付対象者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。)
  - (3) 親族その他平素から当該交付対象者本人の身の回りの世話をしている者 その他市長が特に認める者

(申請期限)

第6条 第4条第2項の規定による確認書の送付及び同条第5項の規定による 申請の期限は、令和5年10月31日とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、第4条第2項の規定による確認書の送付又は同条第5項の規 定による申請があったときは、速やかにその内容を確認し、交付の可否を決 定し、給付金を交付するときは浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付決定通知書(別記第4号様式)により、給付金の交付を却下するときは浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金却下通知書(別記第5号様式)により、当該交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第8条 市長は、交付対象者が偽りその他不正の手段により給付金の交付の決定を受け、又は給付金の交付を受けたときは、当該給付金の交付の決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前条の規定による交付の決定を行った後、第4条第2項の規定により送付のあった確認書又は同条第5項の規定により提出のあった申請書 (以下「確認書等」という。)の不備による振込不能等があり、市が確認等 に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われなかった等、交付対象者の 責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該決定を取り消すこ とができる。
- 3 市長は、前2項の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

### 別 記

# 第1号様式(第4条第1項)

第 号 年 月 日

様

浦安市長

## 浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金確認書

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、令和5年度の住民税の課税状 況(令和4年1月から同年12月までの収入)に基づき、交付対象者に該当している可能性がありますので、以下のと おり、交付予定額をお知らせします。

以下の受給希望の有無を記入のうえ、<u>令和5年10月31日(火)(消印有効</u>までにこの確認書を送付してください。 受給を希望する場合は、以下の必要事項について記入し、必要な書類を添付した上で送付をお願いします。 なお、令和5年10月31日(火)までに確認書の送付がない場合には、給付金を支給しません。

# 受

給希望の有無(と	ごちらか一方の□に✔を付け	け、確認の上、署名	してください。)			
□ 私の世帯は約	合付金を受給しません。					
□ 次の内容に認	<b>亥当するので、私の世帯は絡</b>	合付金の受給を希望	します。			
【確認内容】	世帯の全員が、令和5年月	度住民税について申	告済みであり、既に申告	iした内容	に間違	V
	はありません。					
			確認日	年	月	目
上記記入内容に	こ相違ありません。					
(世帯主自署)						
氏 名:		電話番	5号:			_
交付予定額	30,000円	支給先口座				
※上記支給先口座	<b>を欄が空欄の場合又は上記</b> 口	1座から支給先口座	を変更する場合は、下記	振込先欄に	に必要	事項
を記入の上、資料	4を添付してください。					
要事項						
1 据证件						

# 必

振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	口齿采口	口座名義人	
□普通 □当座	口座番号	(カタカナ)	

※原則、世帯主名義の口座となります。

2 代理人及び委任事項(代理人に委任する場合のみ記入)

代理	フリガナ		申請者との関係	電話番号					
人	氏 名			住 所					
世帯主氏名									
私、	世帯主は、	上記の者を代理人と認め、この	の給付金の □請求	を委任します	├.				
			□受給						
*	委任する事	項に記入してください。なお、	法定代理人の場合は	、記入は不要で	です。				
					署名	世帯主	_		
						代理人	=		

世帯主及び代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

# 注意事項

- ・ 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります(意図的に虚偽の記載をした場合は、不正 受給として詐欺罪に問われる可能性があります。)。
- ・ 給付金の交付の決定をした後、確認書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認 書等の補正が行われなかった等、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、給付金の交付 の決定を取り消す場合があります。

### (宛先) 浦安市長

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書 兼請求書

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の交付を受けたいので、浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付規則第4条第5項第1号の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 申請及び請求者(世帯主)

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏 名		電話番号			
住 所	Ŧ				

2 申請額及び請求額

30,000円

3 振込口座 ※原則、世帯主名義の口座

金融機関名		支店名	
預金種目 □普通 □当座	口座番号	口座名義人 (カタカナ)	

4 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯に属する全ての構成員について記載してください。 現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合は、令和5年1月1日の時点で住民登録をしている市区町村 が発行する世帯員全員分の住民税課税証明書又は非課税証明書を添付してください。

課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

氏名:		続柄	世帯主	個人番号 (マイナンバー)						
	· H ·		794111	本人	生年月日		年	月	日	
	令和5年1月1 □現住所と同じ	日の住所 □現住所と異なる	令和5年1月1日の	)住所 〒						
	令和5年度 住民税均等割	□課税 □非課税	令和5年度 住民税所得割	□課税 □非課税	□令和5年度市町	村民税が未ら	申告			
氏名:		続柄	<i>続</i> 柄							
	7 7 1		7,52113		生年月日		年	月	日	
	令和5年1月1 □現住所と同じ	日の住所 □現住所と異なる	令和5年1月1日の	)住所 〒						
	令和5年度 住民税均等割	□課税 □非課税	令和5年度 住民税所得割	□課税 □非課税	□令和5年度市町	村民税が未ら	申告			
氏名:		続柄		個人番号 (マイナンバー)						
		7,52113		生年月日		年	月	日		
	令和5年1月1 □現住所と同じ	日の住所 □現住所と異なる	令和5年1月1日の	)住所 〒						
	令和5年度 住民税均等割	□課税 □非課税	令和5年度 住民税所得割	□課税 □非課税	□令和5年度市町	村民税が未ら	申告			

#### 同意書

給付金の交付要件の該当性等を審査するため、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 市町村民税の課税状況に関する事実(同一世帯のものを含む。)について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 市が、他の行政機関等に対し、世帯に関する情報について、必要な資料の提供を求め、又は必要な資料を提供すること。

年 月 日

(自署) 世帯主氏名

### 注意事項

- ・ 申請内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります(意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる可能性があります。)。
- ・ 給付金の交付の決定をした後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めた にもかかわらず申請書等の補正が行われなかった等、交付対象者の責に帰すべき事由により交 付ができなかったときは、給付金の交付の決定を取り消す場合があります。

### (宛先) 浦安市長

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書 兼請求書(家計急変世帯分)

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の交付を受けたいので、浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付規則第4条第5項第2号の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

-	中等カッドキナナ	(III, III, ->-)
1	申請及び請求者	(世帝十)

1 111/00 111111					
フリガナ		生年月日	年	月	日
氏 名		電話番号			
住 所	₸				

2 申請額及び請求額

30,000円

3 振込口座 ※原則、世帯主名義の口座

金融機関名		支店名	
預金種目 □普通 □当座	口座番号	口座名義人 (カタカナ)	

4 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯に属する全ての構成員について記載してください。

氏名:		続柄	世帯主	個人番号 (マイナンバー)				
	~u ·	NAPAL 1	本人	生年月日		年	月	日
	令和5年1月1日の住所 □現住所と同じ □現住所と異なる	令和5年1月1日の	○住所 〒					
	令和5年度住民税均等割	□課税  [	□非課税	令和5年度住民税	所得割	□課税	口非	丰課税
氏名:		続柄		個人番号 (マイナンバー)				
		וארונו		生年月日		年	月	日
	令和5年1月1日の住所 □現住所と同じ □現住所と異なる	令和5年1月1日の	分住所 〒					
	令和5年度住民税均等割	□課税  [	□非課税	令和5年度住民税	所得割	□課税	口非	丰課税
氏	:名:	続柄		個人番号 (マイナンバー)				
ν, μ.		N2 11 1		生年月日		年	月	日
	令和5年1月1日の住所 □現住所と同じ □現住所と異なる	令和5年1月1日の	全所 〒					
	令和5年度住民税均等割	□課税 [	□非課税	令和5年度住民税	所得割	□課税	口非	<b>非課税</b>

#### 同意書

給付金の交付要件の該当性等を審査するため、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 市町村民税の課税状況に関する事実(同一世帯のものを含む。)について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 市が、他の行政機関等に対し、世帯に関する情報について、必要な資料の提供を求め、又は必要な資料を提供すること。

年 月 日

(自署) 世帯主氏名

## 注意事項

- ・ 申請内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります(意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる可能性があります。)。
- ・ 給付金の交付の決定をした後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めた にもかかわらず申請書等の補正が行われなかった等、交付対象者の責に帰すべき事由により交 付ができなかったときは、給付金の交付の決定を取り消す場合があります。
- ・ 令和5年度分の市町村民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額又は1年間の所得見込額を勘案して、市町村民税均等割非課税世帯の所得水準に相当するに至ったと認められる世帯に該当しない場合は、給付金の交付を受けられません。

 第
 号

 年
 月

 日

様

浦安市長即

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付決定通知書

給付金の交付について、浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付規則第7条の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

30,000円

1 確認書又は申請書の提出日

年 月 日

- 2 交付決定額
- 3 振込予定日年 月 日

# 4 振込先

金融機関名	
本店・支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義人	

#### 第5号様式(第7条)

第号

年 月 日

様

浦安市長

浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金却下通知書

給付金の交付について、浦安市住民税非課税世帯等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金交付規則第7条の規定により次のとおり却下しましたので、通知します。

1 確認書又は申請書の提出日

年 月 日

2 却下の理由

#### 教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。